

# 補装具検収マニュアル

令和8年4月版  
福島県障がい者総合福祉センター

# 目 次

第1	本マニュアルについて	
1	補装具の検収（確認）の根拠規定等について	P.1
2	検収の対象となる補装具	P.1
第2	補装具検収に係るフロー（概略）	
1	補装具費の支給に係る流れ	P.2
2	補装具の検収に係る流れ	P.3
第3	補装具製作、検収から支給券への記名押印までの流れ	
1	製作時に補装具（及び付属品）を変更する必要がある場合	P.4
2	検収を受ける時期	P.4
3	検収を行う場所	P.4
4	検収の予約	P.4
5	検収を受ける際に必要なもの	P.4
6	検収の実施	P.4
7	再度検収の実施（事前提出物の再提出等）	P.4
8	検収後に補装具（及び付属品）を変更する必要がある場合	P.5
9	医師による適合判定の実施	P.5
10	支給券への記名押印	P.5
第4	検収の手順	
1	検収に必要な補装具（及び付属品）、必要書類等の事前準備	P.6
2	検収当日における突合、確認等	P.6
別紙	検収における確認事項一覧（兼チェックリスト）	

# 補装具検収マニュアル

令和8年4月1日判定分より適用  
福島県障がい者総合福祉センター

## 第1 本マニュアルについて

本マニュアルは、福島県障がい者総合福祉センター（以下「センター」という。）が実施する補装具の検収に係る手続き等について定めるものである。

なお、市町村が要否を判断する補装具については、各市町村の定めによるものとする。

### 1 補装具の検収（確認）の根拠規定等について

- (1) センターの要否判定に基づき市町村が支給決定した補装具については、センターが適合判定することが規定されている。  
（根拠規定：補装具支給事務取扱指針第2-5）
- (2) 補装具製作者は（以下「業者」という。）、センターが判定した補装具について製作が完了した時点で速やかに、申請者に引渡す前に、センターによる検収（納入品の確認）を受けるものとする。  
検収は、業者が製作した補装具が、センターが交付した身体障害者福祉法施行規則別表第1号様式（以下「判定書」という。）の通り製作されているかについて確認を行うものである。  
（根拠規定：福島県補装具費支給に係る判定事務取扱要領7）
- (3) 検収の結果、センターにおいて適正に製作されたと認めた補装具について、医師による適合判定を受けるものとする。  
（根拠規定：福島県補装具費支給に係る判定事務取扱要領8）

### 2 検収の対象となる補装具

センターが市町村からの判定依頼に基づき要否判定を行い、判定書を交付した補装具のうち、本マニュアルの対象となるのは、次の(1)～(7)の補装具とする。

- (1) 義肢（骨格）
- (2) 義肢（殻）
- (3) 装具（オーダーメイド・レディメイド）
- (4) 姿勢保持装置（姿勢保持装置車椅子構造フレームを含む。）
- (5) 車椅子（モジュラー式、オーダーメイド式）
- (6) 車椅子（レディメイド式（介助用のうち機構加算があるもの）・レディメイド式）
- (7) 電動車椅子（標準形、簡易形）

なお、重度障害者用意思伝達装置の検収については、別途、県に協議すること。

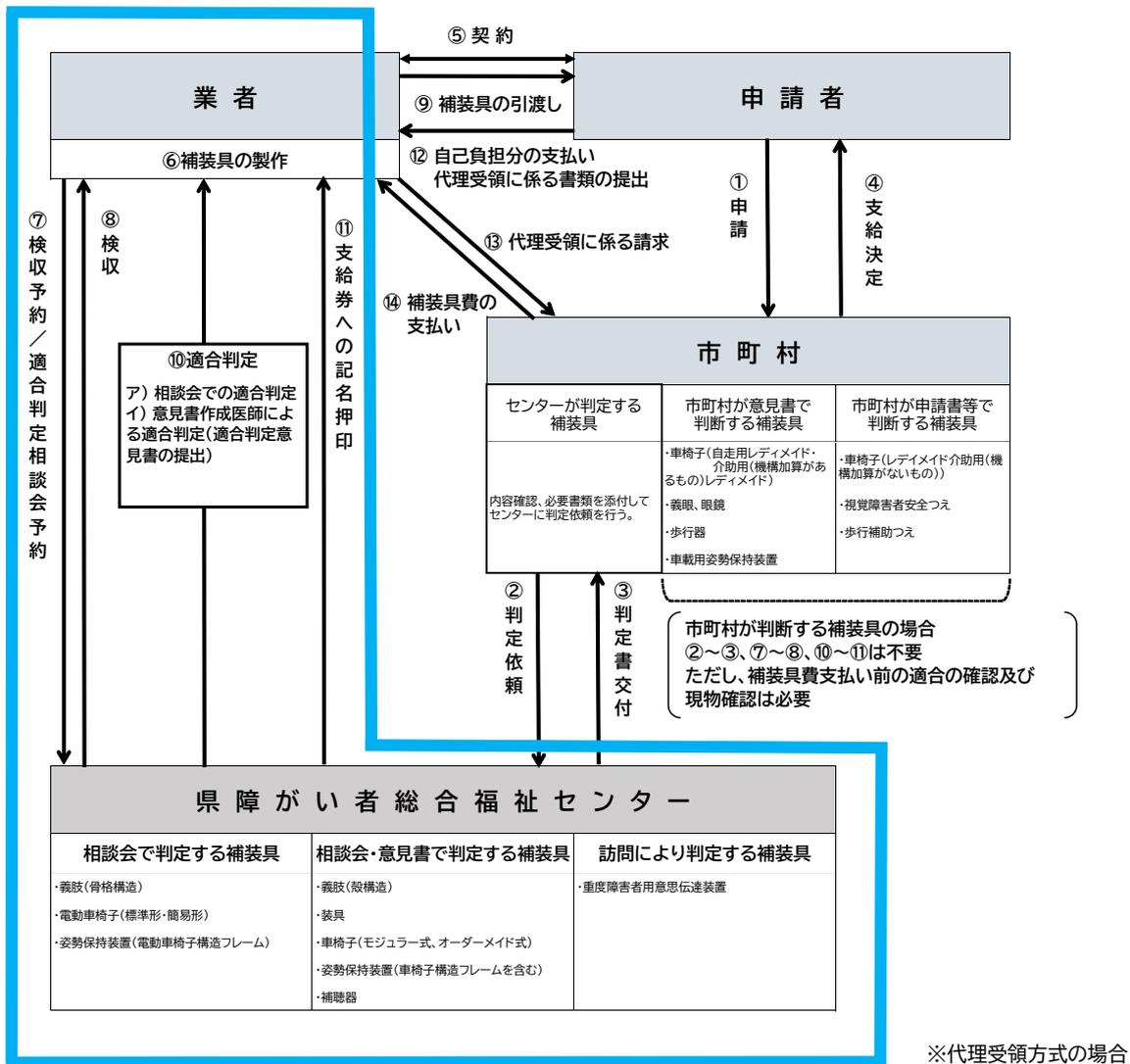
## 第2 補装具検収に係るフロー(概略)

### 1 補装具費の支給に係る流れ

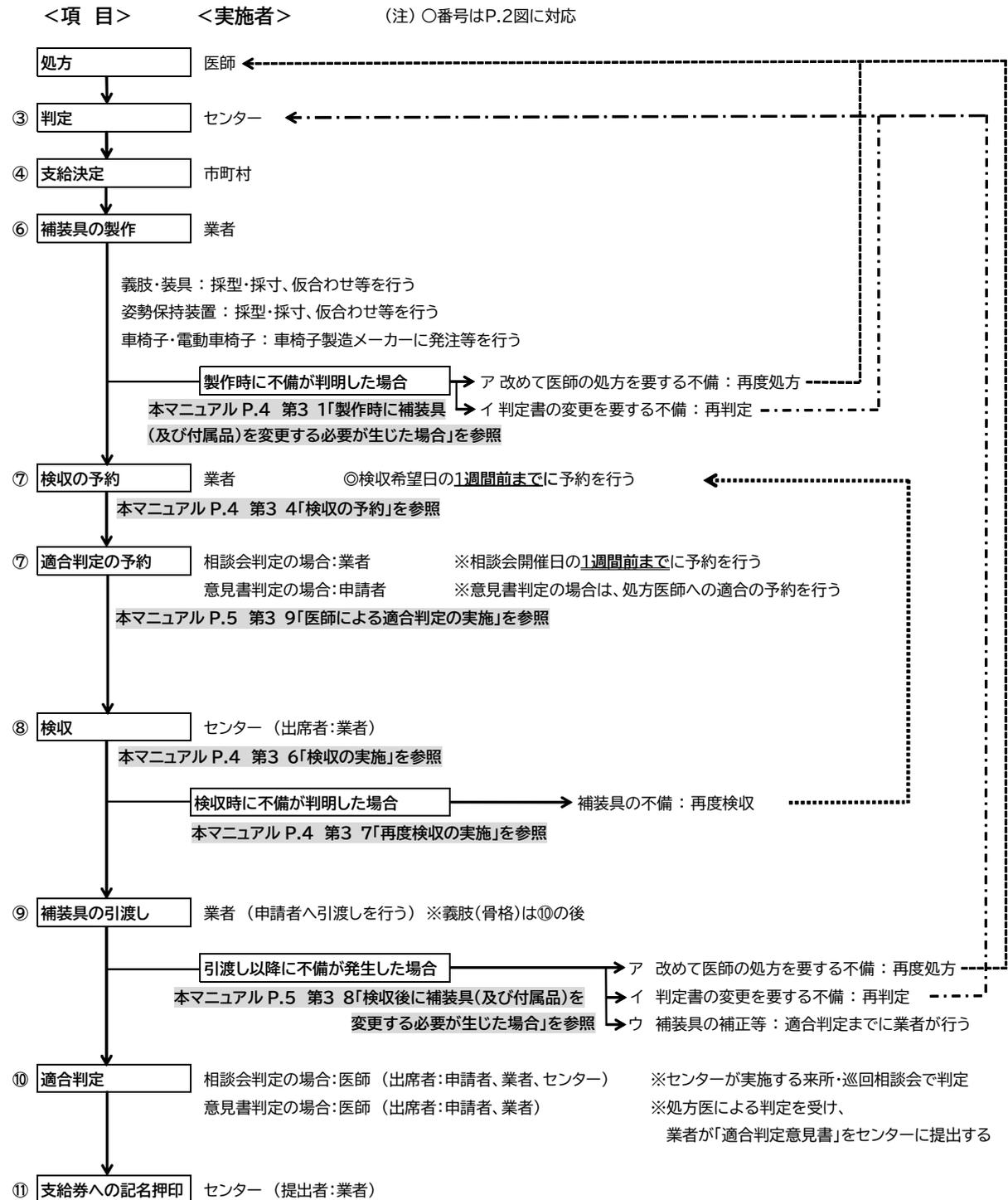
補装具費の支給に係る流れは下図のとおりである。

本マニュアルは、センターが行う補装具費支給に係る要否判定から適合判定までのうち、検収（下図の   で囲った部分）に係る手続き等を定めるものである。

#### 補装具費支給の流れ



## 2 補装具の検収に係る流れ



## 第3 補装具製作、検収から支給券への記名押印までの流れ

### 1 製作時に補装具（及び付属品）を変更する必要がある場合

- (1) 補装具（及び付属品）の製作途中で、申請者の身体状況の変化等により、判定書（見積書）の変更を要することとなった場合、業者においては速やかにセンターに申し出て、指示を受けること。
- (2) センターにおいては必要に応じ、業者に差替えの見積書の提出を指示し、状況を確認した上で、業者に対し次のア～イのいずれかを指示するものとする。  
ア 再度処方、判定書の変更  
イ 判定書の変更

### 2 検収を受ける時期

業者は、補装具の完成後（義肢（骨格）については仮合わせ後）速やかに、かつ、補装具を申請者に引渡す前に、センターによる検収を受けること。

### 3 検収を行う場所

センターに来所又はオンラインにて検収を受けるものとする。  
なお、センターが開催する肢体不自由（来所・巡回）相談会（以下「相談会」という。）においても検収を受けられることとする。

### 4 検収の予約

- (1) 業者は、センター身体障がい者福祉課へ電話等により検収の希望日・希望場所について連絡し、検収の予約を取ること。  
検収の予約は、検収希望日の1週間前までに取ること。
- (2) センターは、前記(1)の連絡を受けた場合、検収の日程を調整の上、検収日時と場所を決定し、業者へメール等にて通知を行うこととする。

(注1) 業者が希望する日に対応できない場合があるため、第3希望日まで用意して予約の連絡を入れること。

(注2) 検収日から適合判定を受ける相談会までは、原則として1週間以上の間隔を空けること。

### 5 検収を受ける際に必要なもの

業者は、検収対象の補装具本体及び付属品に不備がないことを確認すること。

### 6 検収の実施

- (1) センターは、補装具（及び付属品）の現物と、判定書を突合し、検収を実施する。
- (2) 検収における確認事項は別紙1から4(以下「別紙」という。)の通りとする。

### 7 再度検収の実施（事前提出物の再提出等）

- (1) 検収の結果、補装具（及び付属品）に不備があることが判明し、センターから再度、検収を受けるよう指示があった場合、業者においては速やかに所要の補正をした上で、再度、検収の予約を取るものとする。  
その場合、予約は前記「4 検収の予約」の手順によるものとする。

- (2) 前記(1)の場合、申請者への経過説明は業者において責任を持って行うこと(事実の隠蔽、虚偽の説明等は絶対に行わないこと)。

## 8 検収後に補装具(及び付属品)を変更する必要がある場合

- (1) 検収の後、適合判定を受けるまでの間、補装具(及び付属品)に生じた不具合(あるいは申請者の身体状況の変化)等により判定書(見積書)の変更を要することとなった場合、業者においては速やかにセンターに申し出て、指示を受けること。
- (2) センターにおいては必要に応じ、業者に差替えの見積書の提出を指示し、状況を確認した上で、業者に対し次のア～ウのいずれかを指示するものとする。
- ア 再度処方、判定書の変更、再度検収
  - イ 判定書の変更、再度検収
  - ウ 見積書の変更を伴わない補装具の補正等

## 9 医師による適合判定の実施

- (1) 相談会にて要否判定した補装具(及び付属品)  
申請者及び業者は、検収終了後、速やかに、相談会において医師による適合判定を受けること。  
業者は、申請者と日程調整を行った上で、参加を希望する相談会の開催日1週間前までに、センター身体障がい者福祉課へ電話等により相談会参加の希望日・希望場所について連絡すること。

(注1) 検収の予約を取る際、検収に合格することを前提に、合わせて適合判定の予約も取ること。検収に不合格の場合、改めて適合判定の予約を取り直すこと。

(注2) 検収日から適合判定を受ける相談会までは、原則として1週間以上の間隔を空けること。

- (2) 意見書にて要否判定した補装具(及び付属品)  
申請者(又は業者)は、検収終了後、速やかに、補装具費申請時に提出した「補装具費支給要否意見書」を作成した医師から、「補装具適合判定意見書(福島県補装具費支給に係る判定事務取扱要領様式第5号)」の発行を受け、センターに提出すること。  
当該様式のセンター宛て提出を以て、医師による適合判定を受けたものとする。

## 10 支給券への記名押印

- (1) 相談会にて要否判定した補装具(及び付属品)  
相談会にて、医師により補装具が適合していると認められた後(義肢(骨格)については、これに加えて完成した補装具を申請者に引き渡し、受領印をもらった後)、業者は支給券にセンター職員の記名押印を受けるものとする。
- (2) 意見書にて要否判定した補装具(及び付属品)  
業者は、前記11(2)により医師から発行された「補装具費適合判定意見書(福島県補装具費支給に係る判定事務取扱要領様式第5号)」をセンター職員に提出し、適合していると認められた補装具については、支給券にセンター職員の記名押印を受けることができる。

(注) 業者は市町村に対し、センター職員の記名押印を受けた支給券を提出し、補装具費を代理受領するものとする。

## **第4 検収の手順**

業者においては、以下の手順により検収を受けるものとする。

### **1 検収に必要な補装具(及び附属品)、必要書類等の事前準備**

業者においては、**製作に入る前に**、検収を受けるために必要なものを確認してから着手すること。

検収を受けるために必要なものは完成した補装具一式(本体、付属品等すべて)。

(注) 支給決定を受けた後、やむを得ず見積書を変更する必要がある場合、速やかにセンターに申し出て、指示を受けること。変更を申し出ていなかった場合、検収、適合判定を受けられないので注意すること。

### **2 検収当日における突合、確認等**

- (1) 補装具(及び付属品)の現物の確認  
センターにより、判定書及び見積書と、補装具(及び付属品)の現物とを突合し検収する。  
検収する項目は**別紙**のとおり。
- (2) 寸法の計測
- (3) 動作確認







